

第一期中期目標期間における取組（平成16年度－平成21年度）

1. 育児休業、介護休業制度の導入

平成16年4月に次の5規程を制定し、育児休業及び介護休業を導入。

- ・ 育児休業等規程
- ・ 介護休業等規程
- ・ 職員勤務時間・休暇等規程
- ・ 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限に関する規程
- ・ 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程

2. 男女共同参画推進に関する検討会の設置

平成22年3月に機構長決定により検討会を男女共同参画推進に関する設置。